

2019年10月1日

お客さま 各位

湘南信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえた預金規定の改定について

平素は湘南信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、当金庫では、2020年1月より、預金規定を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度確認させていただく場合があります。また確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。なお、当金庫が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。

何卒ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 改定日

2020年1月6日（月）

2. 対象となる主な預金規定等

- 普通預金規定
- 無利息型普通預金規定
- 貯蓄預金規定
- 納税準備預金規定
- 当座勘定規定

3. 改定内容

以下の各預金規定の下線部分を追加・変更いたします。

普通預金規定、無利息型普通預金規定

改正後（新）	改正前（旧）
<u>7.（取引の制限等）</u> <u>（1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u>	

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>1年以上この預金口座の利用がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) <u>日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当金庫の指定する方法によって取引店に届出てください。届出のあった在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期限等の届出がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(5) <u>前4項に定めるいずれの取引の制限について、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>【新設】</u></p>
<p>8. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が共通規定第5条第1項に違反した場合</p> <p>③ <u>法令で定める本人確認書類等もしくは確認事項、または前条第1項もしくは第4項で定める当金庫からの求めによる各種の確認への回答や届出または提出された資料が偽りである場合</u></p> <p>④ <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p>⑤ <u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>⑥ <u>前5号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの各種の確認や資料の提出に応じない場合</u></p> <p>⑦ <u>前条第1項から第4項に定める取引の制限が、前条第5項により解除されないまま1年を経過した場合</u></p>	<p>7. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が共通規定第5条第1項に違反した場合</p> <p style="text-align: center;"><u>【追加】</u></p> <p>③ <u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【追加】</u></p>
<p>(3) この預金が当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p>	<p>(3) この預金が当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>(4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。</p>

貯蓄預金規定

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>8.（取引の制限等）</u></p> <p><u>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(3) 1年以上この預金口座の利用がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p><u>(4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当金庫の指定する方法によって取引店に届出てください。届出のあった在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期限等の届出がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p><u>(5) 前4項に定めるいずれの取引の制限について、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p><u>9.（解約等）</u></p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が共通規定第5条第1項に違反した場合</p> <p>③ <u>法令で定める本人確認書類等もしくは確認事項、または前条第1項もしくは第4項で定める当金庫からの求めによる各種の確認への回答や届出または提</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>【新設】</u></p> <p><u>8.（解約等）</u></p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が共通規定第5条第1項に違反した場合</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>出された資料が偽りである場合</u></p> <p>④ <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p>⑤ <u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>⑥ <u>前5号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの各種の確認や資料の提出に応じない場合</u></p> <p>⑦ <u>前条第1項から第4項に定める取引の制限が、前条第5項により解除されないまま1年を経過した場合</u></p> <p>(3) この預金が当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p><u>【追加】</u></p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p><u>【追加】</u></p> <p>(3) この預金が当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。</p>

納税準備預金規定

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>8.（取引の制限等）</u></p> <p>(1) <u>当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>1年以上この預金口座の利用がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) <u>日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当金庫の指定する方法によって取引店に届出てください。届出のあった在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期限等の届出がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(5) <u>前4項に定めるいずれの取引の制限について、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触の</u></p>	<p><u>【新設】</u></p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>おそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、 当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>9.（解約等）</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が共通規定第5条第1項に違反した場合</p> <p>③ 法令で定める本人確認書類等もしくは確認事項、または前条第1項もしくは第4項で定める当金庫からの求めによる各種の確認への回答や届出または提出された資料が偽りである場合</p> <p>④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑥ 前5号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの各種の確認や資料の提出に応じない場合</p> <p>⑦ 前条第1項から第4項に定める取引の制限が、前条第5項により解除されないまま1年を経過した場合</p> <p>(3) この預金が当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>8.（解約等）</p> <p>この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。</p> <p style="text-align: right;">【追加】</p>

当座勘定規定

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第25条（取引の制限等）</p> <p>① 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p>	

改正後（新）	改正前（旧）
<p>す。</p> <p>② 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>③ 1年以上この預金口座の利用がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</p> <p>④ 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当金庫の指定する方法によって取引店に届出てください。届出のあった在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期限等の届出がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</p> <p>⑤ 前4項に定めるいずれの取引の制限について、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p>	<p style="text-align: center;">【新設】</p>
<p>第26条（解約、反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>当金庫は、第2項の各号の一にでも該当する場合には、当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p>① この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約できます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p>② 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、また解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>2. 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または</p>	<p>第25条（解約、反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>当金庫は、第2項の各号の一にでも該当する場合には、当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p>① この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約できます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p>② 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、また解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>2. 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>③ 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>④ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p>⑤ <u>次のAからCまでの一つにでも該当した場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの当座勘定取引を停止し、またはこの当座勘定を解約することができるものとします。この場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に当座勘定取引が停止され、または当座勘定が解約されたものとします。</u></p> <p><u>A. 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条①もしくは④の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき</u></p> <p><u>B. 前条①から④までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上にわたって解消されないとき</u></p> <p><u>C. この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p>	<p>便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>③ 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>④ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p>
	【追加】

以 上